

平成29年度第1回 山口県消費生活審議会概要

1 日時等

- (1) 日時場所：平成29年10月24日（火）9:45～11:20
県庁9階 環境生活部1号会議室
- (2) 出席委員：有吉委員、岩崎委員、岩本委員、川村委員、藏田委員、
小林(和)委員、小林(友)委員、丹委員、松野委員、
吉富委員
- (3) 主な議題：会長・副会長の選任、山口県消費者基本計画の進捗状況、
意見交換 等

2 審議内容

- 会長に丹佳子氏（山口県立大学教授）、副会長に吉富崇子氏（山口県地域消費者団体連絡協議会会长）を選任した。
- 消費者行政の概況説明の後、「若年消費者の被害防止」及び「高齢消費者の被害防止」について、意見交換を行った。

【主な意見等】

○ 若年消費者の被害防止

- ・ 成年年齢引き下げを見据えた場合、高校生以上の若年者では、特に契約に関する知識が必要。一方で、中学生以下では、インターネットに関する知識が必要であり、若年者でも年代に応じた的確な教育・啓発の取組が求められる。
- ・ 大学生は、卒業・就職に必要でないものや、自分の興味がないものには積極的に参加しない傾向にある。今後の取組では、大学生にうまく訴求するよう、実施方法に工夫すべき。
- ・ 企業の初任者研修に、消費者教育を入れ込んだりするとよいと思う。

○ 高齢消費者の被害防止

- ・ 警告メッセージ付通話録音装置は、電話勧誘の被害防止には有効であり、子へのあっせん、PR方法の工夫等、より効果的に普及すべき。
- ・ 高齢者が、悪質な電話等にすぐに対応できるような、例えば5か条、10か条等の注意書きを電話機の前に貼るといったシンプルな方法も考えたらどうか。
- ・ 地域の見守りについて、民間事業者や団体の関わりが重要。地域の仕組みの中で、企業等が具体的に何ができるかを、ぜひ検討してもらいたい。